

3～5歳児クラスの 保護者の皆さま

新宿区子ども家庭部
保育課長 加藤 知尚

新型コロナウイルス感染防止のための家庭での保育に伴う 『延長保育料【月額】』の減額手続き書類の提出について [区立園、保育ルーム]

日頃から保育行政にご理解とご協力いただき、ありがとうございます。

区では、令和2年3月2日から同年6月30日までの間、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために登園を控え、家庭での保育にご協力いただいた場合は、基本保育料の減額を行うこととしました。また、4月11日からは登園の自粛の要請に併せて延長保育についても原則中止としています。

これに合わせ、区立園、保育ルームでは、同様の理由で月額により延長保育の利用承諾を受けている方が利用されなかった場合は、下記のとおり、延長保育料を減額することとします。

現在の月額延長保育料が「0円」となっている方は手続きの必要はありません。

記

1 延長保育料の減額の要件

以下に該当していること

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、通常であれば登園している日を休んでいること又は感染防止のため就労時間を調整するなどして延長保育の利用を控えていること。
- 在籍園へ「新型コロナウイルス感染症の感染予防のためお休みする(延長保育を利用しない)」こと、「お休みする日(利用しない日)」を事前に報告していること。
- 月額による延長保育の利用の承諾を受けていること。

2 延長保育料の減額

月ごとに、延長保育の利用日数・時間によって延長保育料を計算し、月額保育料との差額を減額します。(月10日以上利用した場合は、月額延長保育料と同額となるため減額は行いません。)

3 延長保育料の減額の手続き

[提出書類] ① 延長保育料 [月額] の減額に係る確認書[3～5歳児クラス 区立園・月額利用]

② 請求書兼支払金口座振替依頼書

※ 日付・金額は記入しないでください。

※ 振込先として指定する口座は、請求者名と同一名義の口座に限ります。

※ 納付書により納付している方で当該月の保育料が未納である場合

「①保育料の減額に係る確認書」のみ園に提出してください。減額承認後、減額後の納付書を送付します。後日送付される減額後の納付書にて納付してください。

※ 既に3月分の「保育料減額に係る確認書」を提出した際に、「請求書兼支払金口座振替依頼書」を提出している場合は、提出は不要です。提出済の書類に記載された口座へ還付します。

(5月以降も既に提出している場合は同様に提出不要です。)

登園しなかった日、延長保育の利用日等を園から配付される書類にご記入の上、速やかに在籍園に提出してください。園において減額の要件を確認します。

減額の対象となることが確認できた場合は、納付済の月額延長保育料額と減額後の保育料額との差額を保護者が指定する口座へ振込むことにより還付します。

[提出期限]	保護者から園への提出締切日
令和2年 4月分	令和2年 5月20日(水)
令和2年 5月分	令和2年 6月19日(金)
令和2年 6月分	令和2年 7月20日(月)